

第30回 地方分権改革有識者会議
第61回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

開催日時：平成29年9月8日（金）10：00～12：00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、市川晃議員、太田稔彦議員、後藤春彦議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、戸田善規議員、平井伸治議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋部会長、伊藤正次構成員、磯部哲構成員、勢一智子構成員（勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）、野村武司構成員

〔政府〕梶山弘志内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、松本文明内閣府副大臣、長坂康正内閣府大臣政務官、前川守内閣府審議官、大村慎一閣府地方分権改革推進室次長

議題：平成29年の提案募集方式等について（重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び専門部会におけるヒアリングの状況等）

1 冒頭、松本内閣府副大臣から以下の趣旨の挨拶があった。

（松本内閣府副大臣） 神野先生には長年にわたって御指導いただいているところ、皆様にも折に触れて御指導いただくようお願いする。

本日は、関係府省からの第1次回答の状況を踏まえ、今後の進め方等について御審議をいただくと聞いている。また、各省との間で検討の方向性が合致している事項もあれば、そこまで至っていない事項もあるので、調整を加速化させる必要がある。地方分権改革有識者会議及び提案募集検討専門部会の皆様におかれては、一層の御尽力をよろしくお願い申し上げます。

2 次に、提案募集検討専門部会における検討状況等について高橋部会長から、地域交通部会における検討状況等について後藤部会長から、重点事項に係る各府省からの第1次回答の状況等について大村内閣府地方分権改革推進室次長から、地方分権改革の推進に関する全国知事会提言について平井議員からそれぞれ説明があり、その後、意見交換が行われた。

（高橋専門部会長） まず、関係府省との議論の状況については、一定の議論の進展があったものの、現段階では対応が困難というものや、今後検討とされた回答も見られる。10月上旬からの第2次ヒアリングを含め、議論を加速させていきたい。

関係府省との議論の状況を大きく4つに分類して御報告申し上げます。①検討の方向性が合致している事項、②検討の方向性が一部合致している事項、③検討の方向性は合致していないが、論点の共通認識は得た事項、④検討の方向性の合致や論点の共通認識も

得られていない事項。

次に、提案募集検討専門部会と地域交通部会の合同部会の概要について申し上げます。地域交通関係については、提案募集検討専門部会と地域交通部会の合同部会で審議を行った。当日は、会議の前半では、国土交通省のほか、地方三団体から全国知事会を代表して井戸兵庫知事、全国市長会を代表して太田豊田市長、全国町村会を代表して戸田多可町長にお越しをいただき、これらの皆様と部会のメンバーで、地域交通に関する現状課題等についてヒアリング及び意見交換を行った。

その中では、地方公共団体が中心となって地域の交通ネットワークを形成するための要の場となる地域公共交通会議の運営の問題について、特に議論が交わされたところ。会議の後半では、コミュニティバス等が路線バスの停留所を利用する場合の基準の明確化と、地方からいただいた個別の提案について議論を行った。会議で指摘された事項については、地域交通部会と連携し、引き続き議論を進めたい。

次に、全国知事会、全国市長会及び全国町村会からのヒアリングについて御報告申し上げます。地方三団体からは、提案募集方式による取組に対する評価と期待が表明された。今回の提案全般に関しては、提案の趣旨を踏まえた積極的な検討を求めるとともに、特に実現を求める事項や検討に当たっての留意点について御指摘があった。これらを踏まえて検討を進めたい。

さらに、今後の部会における検討の方向としては、「①検討の方向性が合致している事項」、「②検討の方向性が一部合致している事項」については、関係府省に対し制度改正等に向けた検討をお願いするとともに、内閣府及び関係府省において関係地方公共団体の意見確認を行うなど、具体化に向けた詰め作業を行いたい。

「③検討の方向性は合致していないが、論点の共通認識は得た事項」については、関係府省から更なる検討の結果を御報告いただけたらと考えているので、その状況を聞きながら、専門部会としても対応方針について検討したい。

「④検討の方向性の合致、論点の共通認識は得られていない事項」については、再度、関係府省に対して専門部会としての考え方や論点を明確にお示しし、更なる検討をお願いした上で議論を深めていきたい。

以上の方針を前提として、今後の進め方について申し上げます。11日に予定している内閣府から関係府省への再検討の要請の際、合わせて「主な再検討の視点」を関係府省に対して文書でお示しするので、関係府省におかれては、それを踏まえて9月22日金曜日までに御回答いただくことを考えている。部会としては、関係府省の回答を踏まえ、10月上旬から関係府省第2次ヒアリングを重点的に行い、議論を詰めてまいりたい。例年のことではあるが、昨年もこの段階において「①検討の方向性が合致している事項」は必ずしも多くはなかった。しかしながら、その後、最終的な取りまとめに向けて関係府省と課題を一つ一つ議論し、数多くの提案を前進させて、実現に至ったという経緯がある。

今年も同様に、今後更に論点を整理して、検討の方向性を見直し、最終的に1つでも多くの地方の提案が実現できるよう、部会として誠心誠意努力をしたい。

(後藤議員) 地域交通部会としても、引き続き提案募集検討専門部会と連携を進めて、しっかり検討したい。

地域交通部会では、主に地域公共交通会議の運営を中心に話し合った。その中で、私の印象に残っているのは、自家用有償運送の事務・権限移譲が8県11市町村にとどまっており、余り進んでいない。実際のメリットがないというお話も受け、そのあたりをよく考えていかなくてはいけない。もう一つは、中山間地域における地域公共交通のあり方や支え方に対して大きな方針をきちんと持たなければ、現場が大変困るということも伺ったので、今後検討を進めてまいりたい。

(大村次長) 資料2は、重点事項について分野別に整理をして並べたものである。

資料5は平成26年、27年及び28年対応方針のフォローアップの状況である。

参考資料1は、提案に対する各府省の1次回答及び各府省の1次回答に対する提案団体からの見解を一覧にしたものである。

(平井議員) 資料6は7月に行われた全国知事会議において取りまとめた地方分権改革についての報告書である。参考資料2として、詳細版もつけているので、ご覧いただきたい。

資料6の3ページ、これは知事会でも大分議論があったが、「従うべき基準」をもう一度きちんと見直すべきではないかということである。これは分権の一つのやり方として、条例に法律で書いてある基準を移していく。本来は地方自治体が住民の意見を踏まえて、自治的に基準を設定できるのが条例である。しかし、この分権改革のとき、その一つの妥協案として「従うべき基準」が書かれ、「参酌すべき基準」であれば、一応国のほうで示した基準はあるけれども、それ以外の実情に応じた基準でよいとされているが、「従うべき基準」は、いわばコピーしてペーストして条例に書くという、自治立法として余り意味がないという隘路がある。ただ、我々はこれを完全否定するものではない。つまり、当時、条例による地方自治の実現を国全体で目標にしている、経過的な妥協の産物として「従うべき基準」が出てきたわけである。

例えば放課後児童クラブである。先ほど後藤先生が交通の立場でもおっしゃったが、中山間地に行くと、そもそも学校にたくさん子供がいるわけではない。そこで放課後児童クラブをやり、居残りする子が何人いるだろうかというところであっても2人の有資格者を置かなければいけないことになっている。これは、放課後児童クラブは中山間地につくってはだめですよと言っているのに等しい。

これは保育所なども同様で、この「従うべき基準」によるところが問題である。大都会ではやりにくいことを強制されているために、結果として保育できなくなり、保育所

に入れない子供たちを生んでしまっている。ここを緩めて、「従うべき基準」は、もう大都会は大都会なりにすればよい。

それから、中山間地であれば、先ほどの放課後児童クラブなどは、その実情に合わせて、有資格者は2人いなくても1人でよいとか、学校の先生や父兄の中で経験のある人がいればよいのではないか。厚労省は劣悪な環境になってしまっただけとはいけないということに心配しているのだと思うし、そのことを地方自治体は否定していない。保護者から苦情が来るのは我々自治体であるから、我々が責任を持たないような基準をつくるわけがない。ただ、うちはこういう工夫をして、こういう形の放課後児童クラブや保育所をつくりましょうというようにさせていただければよいというだけの簡単なことである。「従うべき基準」を「参酌すべき基準」にするか、もう完全に自治立法に任せてしまうかによって、解決できるわけである。

実は今回この我々の提案、要望に対して、4割ぐらいが否定されたわけであるが、丁寧な反論もつくっていただいたので、一緒になって地方団体も戦っていきたい。

「従うべき基準」も、松本副大臣の御地元のようになり、市内、中心部になってしまうと、「市」がなくなれば「たがうべき基準」になるので、とても守ってられない基準になってしまう。また、上から目線で厚労省が設定をする。だから、「下が」「憂うべき基準」になってしまっている。これをぜひ何とかしていただきたい。これは地方団体の一つの声として、知事会でも多くの議論が出され、ここに書かせていただいている。

地域交通の課題については、これも先ほど後藤先生のお話もあったが、地域交通の協議会がある。この協議会である程度決められるようになったというのは、私どもも議論を積み重ねてきて徐々にわかってはきているとはいえ、全員の合意をとることを事実上強制されたり、バス会社などは反対したいところもあつたりすると、たちまちとまってしまう。非常に厄介な課題であるが、もっと工夫の余地があるのではないか。このままでは、中山間地で交通弱者が足を失ってしまうことになりかねない。そうならないようにするには、柔軟な過疎バスなどの活用や、貨客混載も認めていただければいいのだが、これも大きな市であっても、中山間地だったところは市町村合併の結果たくさん出てきている。その辺りを考慮いただければ、単純な過疎ということだけでなく、実情に応じて中山間地域などはそうした対応がとれるようにしていただきたい。

また、中小企業や農林水産業への空飛ぶ補助金の課題もあったが、かなり厳しい回答が省庁側から出ているようである。これも地域の産業を興していく、あるいはTPPやEPA対策をやっていく上でも大切なことであるので、現場に権限を与えていただきたい。

(太田議員) 全国市長会からは、8月28日付で地方分権改革推進室宛てに今回の提案募集に係る意見照会の回答を出している。全国市長会はさまざまな市があり、この手の照会に対する回答取りまとめが非常に難しい状況にある。だからこそ地方分権が必要なのだろうと思っている。

その中でも、全国市長会として統一した回答スタンスが得られるのが財源の話である。

権限の話が先行して議論されているが、どうしても財源が後追いで議論されるので、そのことが個別の手挙げ方式の提案も市側にとってちゅうちょするようなどころもある。

現行規定により対応可能という対応が多いが、例えば典型的なのが事務処理特例で、中核市では教職員の人事権がいつも話題になるが、それは事務処理特例の中で対応できるという話になってしまう。現実問題としては、そのことを県に申し出ても、県が対応されないということをよく聞く。道具としての事務処理特例というものがあるが、現実には使い勝手がとても悪い。そういうときに、例えば市側が申し出たときには協議の場を設けなければいけない、設けることができるなど、法律に具体的な規定を設けていただくと、次に進みやすい。そもそも現行規定により対応可能というのは、制度を設計された側の理屈であり、制度を利用する側からは、そのことがあらかじめ想定されているかどうかは非常に見えにくいので、そのあたりは工夫していただきたい。

中核市市長会では、児童相談所の件が話題になっている。児童相談所が一時中核市には必置という方向性が示されそうな状況で、実はそれは困りますという話を中核市側で言わせていただいている。過去に中核市市長会として児相の権限を中核市に欲しいと言った経緯があって、制度設計上は既にそうなっているところ、その制度を利用して中核市で設置しているのは、今、金沢市と横須賀市しかない。例えば、豊田市の考え方は、愛知県の考え方を確認しているわけではないが、愛知県が設置している児童相談所は、豊田市の市域とニアリーイコールになっている。つまり、水際でいかにとめるかというところで豊田市が役割を担っており、具体的に措置をしなければならないところで愛知県がきちんと役割を担う。県と市がしっかりと日常的な連携をとっている状況であり、我々の言葉で言うと豊田市は寄り添い型、県は家庭介入型。仮に豊田市が措置権限を持ってしまうと、恐らく保護者や子供は、措置権限を持っている豊田市にはなかなか言いにくくなるのではないか。つまり、措置といきなり結びつくので、そこで豊田市が措置権限を持たないことが、実は市民の皆さんや子供たちにとっては、むしろ話しやすい、接しやすい状況になっていると思っている。したがって、あえて豊田市で児童相談所を持つ必要はないのではないかという解釈をしている。

それぞれの基礎自治体がまちづくりを進める上で持ちたい道具は、それぞれの自治体によって違うので、その辺をできるだけ柔軟に構えていただけると基礎自治体としてはとてもありがたい。

(戸田議員) 放課後児童クラブの「従うべき基準」について、柔軟に対応いただけたらありがたい。現行制度で対応可能という回答について、言わなければそれが出てこない。まだいっぱいあるような気がする。

町村の提案が増加してきた。47番は山梨県の町村会が中心になり、県南部14町村が提案団体、共同提案となっているドローンの案件である。これは富士山麓、世界文化遺産

のエリアにあり、年間を通して観光客が絶えない忍野八海等の地域において、空撮のためのドローンを使用するケースが多発しているということ。これから町村部にこの提案募集の制度はこういうことをやっているということを訴えていくところで、提案を呼びかけられる好例であると理解している。この部分はぜひ力を入れていただきたい。

また、大分県の全町村から、罹災証明に関する手続、制度の見直しという提案が出ている。これは熊本地震等の経験を踏まえた貴重な提案であり、ぜひ前向きな対応をお願いしたい。

単独町村の提案では、熊本県長洲町の1番、保育所等における保育士配置基準の緩和や、42番の岩手県岩泉町からの災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げられるという提案等、多数の提案がなされている。ぜひ実現を見るようよろしくお願いしたい。

今回、私の兵庫県多可町からも、多くの提案をさせていただいた。僻地診療所における管理者の常勤要件緩和については、本当に全国各地の僻地診療所における共通の課題であり、ぜひ実現をしていただきたい。

市民農園を開設できる者の要件緩和も、任意団体でも可能という回答をいただいております、本当にありがたい。さらに、農業集落排水処理施設での排水処理が可能となる業種の拡大は、一部要件を拡大いただく方向だが、そのような形で更に拡大していただきたい。

地方三団体からの共同提案の中で、地域公共交通の関係、いわゆる過疎の地域ということの拡大解釈の部分について、過疎になっていないが、過疎に近い町村がたくさんある。ぜひともよろしくお願いしたい。

(高橋専門部会長) 今回重点事項が増加した背景は、地方公共団体の皆様方が工夫され、多様な御提案をいただいた成果である。支障を具体的に踏まえられてこういう多様な御提案をいただいていると受けとめており、私どもも感謝申し上げますとともに、しっかり頑張りたい。

事務処理特例の例を御紹介いただいたが、私どもも各省庁から事務処理特例でできるという回答を数多くいただいている。しかし、制度が権限移譲とは全く異なるため、交付税措置であるとか、合意がないとできないとか、そういった点を具体的にして権限移譲に結びつけるよう努力している。

また、特に今回、印象的だったのは、全国知事会の御発言で、これはヒアリングでも実は議論になったところであるが、4-1の2ページ目に、特に「従うべき基準」の提案のうち、3次勧告以降に新しく「従うべき基準」になった項目が非常に多いという御指摘をいただいた。本来ならば事前に通知があるべきところが直前になるとか、なかなか対応できない形で、各省から閣議決定の直前に通知が来てしまうなど、地方公共団体から十分な意見が出ない形、出せない形で来てしまうということは問題である。要するに、一々個別にたたくというのではなく、そういうことがないように事前に十分な枠組

みができるような形で制度の改善をお願いすることもあり得るのではないかと考えており、この辺は事務局ともよく相談したい。

(勢一議員) 1つ目は、「従うべき基準」について、しっかり検討していかなければいけないという点。地方からいただいた多様な提案を細かに議論していると、地方の提案の出どころというのは、限られた地域の人材や財源、地域の空間をいかに活用して、地域の実情に応じた住民ニーズに応える、その努力と工夫をずっとやってきた中から出てきた声が提案になっていると実感した。

「従うべき基準」で縛られているためにこれ以上は動けないという段階になって提案として出てきているというのを多数の事例で見ている。この場合に「従うべき基準」を単に緩和する、基準を引き下げるというのではなく、質を確保するために代替措置や何らかの補完措置を設けるといって地域独自の資源を活用する形で、よりよい選択肢を各地域が選んでいく。その点を担保した上で「従うべき基準」はどうあるべきかというところも含めて議論をするのが大切である。

2つ目は、地域交通部会との合同部会での議論で感じた点であるが、自家用有償運送の制度、これは地方分権改革の提案募集の中で手挙げ方式を使って最初に実現した案件である。非常に期待されているわけであるが、どうやら使い勝手がよくないような状況になっている。

この制度を今後改善することも必要であるが、今後提案が実現したときにどのような制度として現実的に組んでいくかという段階も注視して、制度として機能するように何らかの対応をしていくことも必要であると感じた。

(谷口議員) 1つ目は、幾つかの「従うべき基準」の点で、介護福祉士、保育士、看護師、医師、こういった特定の福祉ニーズが高まっている部分に対しての特定の資格を持った方々を強制的に確保することは難しい。しかし、そういった基準を設けないと福祉のサービスの質が落ちてしまう危険性は避けたいというところでせめぎ合いがあり、また、自治体ではそれを維持しなければ施設自体が開設できない、サービスを維持できないというところでぶつかりがある。

これについて、すぐに解決する策は浮かばないが、例えば重点項目や地域交通のように重点を置いている部分があるのであれば、国と地方と事務局あるいは専門家がぶつかり合うのではなくて、見直しを前提として、お互い知恵を出し合う、解決策があるかどうか議論できるような場が実現するとよい。

もう一つは、有資格者を確保するのが難しいという点において、例えば社会学など既存の一般的な学問分野の授業も受けなければいけない、そういったものも含めた上で専門的な資格をとらなければいけないというカリキュラムがある。そういったサービスに関わる方々を教育するのは大事であるが、その何百時間というところが大変である。入

ってくるほうも教育サービスをするほうも大変であるので、例えば中高、大学といった教育プログラムの中に、こういった福祉、介護、保育あるいは社会ニーズのあるものについて、福祉マインドを設けるような授業科目を埋め込んでしまうなど、先ほど週何時間という計算があったが、100時間、200時間ぐらいのところに関連づけ教育というものがあればよい。

普通の教育の一環として組み込んで、本当に専門的な知識を資格を取るときに勉強していただくようにする。要するに、普通にそういう仕事のマインドを持った方々を社会全体で増やしていく、絶対にこのニーズは減らないので、考える必要がある。

(市川議員) 1点目は、子育て、保育、児童活動等の支援に関することであるが、当然、安全や質に関するガイドラインは、非常に大切であり、この部分を国が示すということは必要であるが、それを実際にどう担保していくかというのは、ある程度地方の実情に応じた形に任せるのがよい。

その中で、資格者の話については、資格者の数をそろえることだけでなく、具体的に地域がどう担保するかということ、例えば補助の人員を配置することで資格者を補うとか、そういうアイデアが必要。大切なのは各地域が住民の方たちに対して、自治体が例えば放課後児童の支援に対して、こういうアイデアで対応するのだと。資格者はこれしかないという実情に対して補助も含めてこうやりたいけれども、みんなでどうしようかということによって住民の方の了解を得られ、それで国のガイドラインも担保できるということになれば、形骸的に資格者の数を配置するよりもはるかに意味がある。今回の議論の中で、住民の納得感をどう得ていくかということも、これから議論していく必要がある。

2点目は、マイナンバーの必要情報の連携については、かなり数も多くなっている。前回は前々回も議論があったが、マイナンバーに関することは一度全部整理して、どういった情報を連携しているかということをもとめて議論したほうがよいのではないかと。

(伊藤構成員) 今年は特に子供、介護、医療関係の専門的な資格に係る御提案を多くいただいている印象がある。その際、厚生労働省等の、各専門職の専門性を高め地域におけるサービスの質を確保したいという発想はわかる。しかし、それが余りに過大で、全国一律で行われており、自治体の現場を踏まえていないという状況の中で、今回こうした御提案が多数上がっているものと理解している。

今まで議論があったとおり、果たしてそれが「従うべき基準」で維持されるべきことなのかということは、きちんと精査していかなければいけない。

そもそもこうした専門職的なことを検討する場で、自治体から、現場を見て新しい仕組みを考えてほしいという少し先取りのな提案をする場を設けることも必要なのではないか。例えば新しい制度は走り出して間もないから検討までに時間をいただきたいと

いう返答しか出てこないということであるが、これは「従うべき基準」をつくるときに自治体側の意見をどう組み込むかという全体的な制度のたてつけとの関係でも、特に専門職的なことで現場の負担になる場合には、少し長期的に考えていく必要があるのではないか。

(磯部構成員) 結局、現場で動かないから何とかしてくれと言っているところを、事務処理特例で何とかなるはずだと、制度はこういう趣旨でつくってあったのだという説明を繰り返され、もちろん今の資格の話もそうであるが、安全や質の確保のためにはこれが望ましいといわれると何も反対できないが、制度設計側の理屈と制度利用側の困難さ、時には、それは大都市と地方の認識のギャップ、制度をつくった昔の感覚と現在の置かれた困難、その辺りの認識のギャップは非常に深いと感じた。

そのギャップによって、結局困るのは地域の弱者の方たちだと、しわ寄せはそこにくだけだということを放っておくことは許しがたい。谷口議員がおっしゃったように、見直す必要があるかどうかではなく、これだけ声が上がっている以上は見直さなければいけない。あとはどういう知恵を出し合うのかという議論を進めていかないといけない。

(野村構成員) 昨年、今年と議論に関わり、例えば手続が煩瑣であるとか、権限を移譲してもらいたい、あるいは事務量がどうであるという場合には、気がつかないことに気がついたところで認識が一致して解決することも多いが、この間、安全性の問題という本質的な部分に議論が及ぶに至って膠着状態となり、先に進まないという感じを受けた。

その点に関して、「従うべき基準」というのは、結局「従うべき基準」であるがために、国が責任を持たなければいけないという意識が非常に強く、なかなか緩和に踏み出せないように感じた。

地方分権ということを前提にしたときに、この「従うべき基準」自体が、逆に国の責任を非常に過大に持っていて、我々はこの考え方自体を前提に、「従うべき基準」ではあるが個別具体的にこういう提案があれば緩和していくべきだという議論をしている。この「従うべき基準」について、考えていかなければいけない時期に来ているのではないか。

(戸田議員) 提案募集とはちょっと違うが、資料をお配りさせていただいている部分で説明を加えたい。

平成26年5月16日、第13回有識者会議で地方六団体のヒアリングがあったときの資料である。新潟県聖籠町の渡邊町長が「『分権がもたらす豊かさ』とは」というプレゼンをされた。その中での数値が示されているが、これは何が言いたいかというと、町村には、5万近い町村から数百人の町村まであり、当然職員数も数百人の町村から十数人という町村まである。

その中で、分権改革が進むにつれて、国からの調査・照会事項や、いわゆる国からの要請・努力義務で計画を策定しなさいというのが非常に増えてきている。

26年時点の聖籠町は人口が1万4,000人、面積が38平方キロ、一般職員の数は118人の町である。その町に国からの調査・照会事項が420件あり、それをこなすのに、人として1日就業するとして656人分かかっている。

裏面は、町で策定をされている計画、件数は34件で、作成しなければならないという必須計画が10件、国からの要請・努力義務が14件、その他は1件で、この計画を策定するのに1,800人分かかる。

渡邊町長も言われているが、調査・照会事項や計画策定も、メリットはあるが、大きな負担ともなっている。義務付け・枠付けの見直しの対象として検討が必要と書かれており、私もまさにそのとおりであると思う。

今回の資料は、改めてこういう問題があると認識をお願いしたいという意味で出させていただいたので、ぜひ御検討いただきたい。

(平井議員) 本日「従うべき基準」で大分御意見が出たが、「従うべき基準」がどんどん増えてきており、戸田町長がおっしゃった調査物などについても事前の段階で地方の意見も聞いていただいて、このような「従うべき基準」はいいだろうかというのを、時間的余裕としっかりとした検討の手続きをとっていただきたい。「従うべき基準」の議論も大分なされてきたので、そろそろ見直しの時期との声も聞かれたところ。個別には、ぜひ子育てや中山間地の放課後児童クラブなどにメスを入れながら進めていただきたい。

また、文化財行政における首長部局と教育委員会との関係等々、大分前向きに進めていただいている。これからの課題として、太田市長もおっしゃったが、財源のことは一番大切な問題として、今後もこの会議でもお力添えをいただきたい。

ことしも地方交付税の総額がこれから問題になってくる。分権の一番大事なポイントなので、ぜひともその辺を御配慮いただきたい。

私も、かつて梶山静六大臣にお仕えしたこともあったが、常々私たちに愛郷無限という座右の銘をおっしゃっておられた。一人一つのふるさとが輝くことで日本はよくなる、それが分権の一番究極の目標ではないか。ぜひお力を賜りたい。

(大村次長) 先ほど多可町長からお話のあった計画策定の関係では、地方分権改革推進委員会の第3次勧告で、平成21年の10月に一定のメルクマールによる指摘があり、法律などで義務付けしていたものについて、そのときに一通り見直しはしている。その後の新しい御指摘があったいろいろな計画や調査物については、法令協議等で可能な範囲のものについてはチェックをし、なるべく義務付けについて減らす、または、そうでないものについてはできるだけ義務付けではなくて努力義務程度にするといったことは私

どもも努力をしているが、これからも努力をしていきたい。

(高橋専門部会長) 今の話に関連しては、政府全体の取組として、行政手続について事業者の負担を軽減する、事業者目線でやるということはある。よって、地方公共団体に対する負担を軽減するという視点をもって、我々はしっかり取り組まなければいけない。

(神野座長) 本日は大変建設的、生産的な御議論を頂戴したことに、深く感謝申し上げます。本日の議論を踏まえ、提案募集検討専門部会において、一層の調査と審議を御推進いただきたい。

さらに、政府においては、地方からの提案の最大限の実現に向けて、各府省、地方側との調整等々をお願いする。

最後に、本日御臨席いただいている梶山大臣から、御挨拶を頂戴したい。

(梶山内閣府特命担当大臣) このたび、地方分権改革を担当する内閣府特命担当大臣を拝命した梶山弘志である。

委員各位におかれては、提案募集方式に基づく地方からの提案の実現に向けて大変な御尽力をいただいております、感謝申し上げます。

特に専門部会においては、各府省や地方三団体からのヒアリングを重ね、活発な御議論をいただいていると伺っており、重ねて感謝を申し上げます。

本日は、関係府省からの第1次回答の状況を踏まえ、今後の進め方等について活発な御議論をいただいた。閣僚懇談会において各大臣に対し、提案の実現に向けた再検討に当たって強力なリーダーシップを発揮してほしいとお願いし、また、部会での御審議もいただきながら、並行して地方からの提案の最大限の実現に向けて努力をしてまいりたい。

いよいよ後半戦となってきたので、委員各位におかれては、引き続き地方分権改革の推進に対して御尽力いただくことを重ねてお願い申し上げます。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)